

～市営住宅入居希望の方へ～

・市営住宅は所得の低い方で、住宅に困窮している方たちに向けて作られた住宅です。

●市営住宅入居条件

- ①鴻巣市内に継続して2年以上在住あるいは在勤の方
- ②世帯全体で収入月額158,000円以下の方（※裁量世帯は214,000円以下）
※裁量世帯・・・同居あるいは同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯
 - 1級から4級に該当する身体障がい者の方
 - 1級、2級に該当する精神障がい者の方
 - Ⓐ**. A. Bに該当する知的障がい者の方
 - 入居者が60歳以上の方であり、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
 - 同居者に小学校就学前の児童がいる方
- ③税金の滞納がない方（住民税・国民健康保険税・軽自動車税など）
- ④現に住宅に困っている方（家を所有している方、公営住宅にお住まいの方は対象外）
 - 住宅以外の建物や、不衛生、保安上好ましくない住宅に居住しているもの
 - 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を感じているもの、住宅がなく親族と同居できないもの
 - 住宅の規模と世帯の人数に著しく差異があり、衛生上など不適當な状況にあるもの
 - 正当な理由による立ち退きの要求を受け、困窮のため適当な立ち退き先がないもの
 - その他住宅に困窮しているもの
- ⑤同居する親族のある方【60歳以上（入居可能日の前日時点）の方、障がい者手帳をお持ちの方（程度による）、生活保護を受けている方は単身での入居可】

※親族には、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にあり双方に配偶者がおらず、住民票で1年以上の同居が確認できる方、鴻巣市パートナーシップ宣誓証明書が確認できる方）や婚約中の方（婚約していることが証明でき、かつ、入居可能日の前日までに婚姻の届け出をしたことが確認できる方）を含む

⑥暴力団関係者でない方

●その他

- ①世帯人数が3人以上の方は3DK、2人以下の方は2DK・2UDKのお部屋となります。
（※一部3DKでも入居可の部屋もあります。）
- ②エレベーターは登戸団地以外ありません。
- ③風呂桶・風呂釜・湯沸かし器等が設置されていない団地もあります。
※設置は入居者のご負担となり、退去時にご自身で撤去していただきます。
- ④ペットは飼えません。また、一時的に預かることもできません。
- ⑤申込期間は10月1日から8月31日までです。
- ⑥申込資格は10月1日から9月30日までです。※資格終了のご連絡はしません
- ⑦自治会に加入していただき、広報配布や草刈りなどに協力していただきます。
- ⑧入居の際には敷金（家賃3月分）の納付と緊急時等連絡先※の登録が必要となります。

※緊急時等連絡先…緊急時等に入居者にかわって連絡をとることができる者

建築住宅課 住宅担当

鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所本庁舎2F TEL 048-541-1321（代表）



●申込みに必要な書類等

(1) 記入していただく書類

- ①市営住宅入居申込書【個人番号（マイナンバー）】
- ②自宅実態調書
- ③自宅案内図
- ④自活状況調書（单身の方）
- ⑤個人情報の取扱いについての同意書

(2) 提出していただく書類

- ※①住民票【世帯全員 続柄記載のもの】（新館1階 市民課）
 ※②所得証明書又は源泉徴収票の写し（18歳以上の方全て、最新のもの）
 （新館2階 税務課）

※個人番号の提出がある場合において、市長がこれらの書類①・②と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合は提出を要しません。

- ③税の滞納がない証明（18歳以上の方全て）（新館2階 収税対策課）

(3) 確認させていただく書類（確認後返却します）

- ①世帯全員の個人番号が確認できるもの
（個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票等）
- ②申請者の身分証明書
（写真付きのものは1点：運転免許証・パスポート・身体障がい者手帳等）
（写真付きでないものは2点：健康保険被保険者証・年金手帳・受給者証等）
- ③障がい者の認定を受けている方は手帳
- ④生活保護を受けている方は受給証

●市営住宅の家賃は前年度における収入を元に計算されます。

収入月額を下記の収入分位表に当てはめて得た数字（収入分位）を右の家賃一覧に当てはめた金額がひと月当たりの家賃となります。

なお、入居後に収入月額が158,000円を超えた場合はこの表の限りではありません。

※収入月額：控除後の所得金額

収入分位表

| | 世帯の収入月額 |
|---|-------------------|
| 1 | 0円～104,000円 |
| 2 | 104,001円～123,000円 |
| 3 | 123,001円～139,000円 |
| 4 | 139,001円～158,000円 |

家賃一覧

R3.4.1 現在（一部抜粋）

| 収入分位 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 登戸1号棟2DK | 21,000 | 24,200 | 27,700 | 31,300 |
| 登戸2号棟3DK | 23,900 | 27,600 | 31,600 | 35,600 |
| 宮前1号棟2UDK | 9,800 | 11,300 | 12,900 | 14,600 |
| 宮前2号棟2UDK | 9,700 | 11,200 | 12,900 | 14,500 |
| 松原1号棟2DK | 15,900 | 18,300 | 20,900 | 23,600 |
| 松原1号棟3DK | 20,300 | 23,500 | 26,900 | 30,300 |
| 松原2号棟3DK | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 |
| 松原3号棟3DK | 14,500 | 16,700 | 19,200 | 21,600 |
| 松原4号棟2DK | 15,000 | 17,300 | 19,800 | 22,300 |
| 小松4号棟3DK | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 |
| 小松5号棟3DK | 17,400 | 20,000 | 22,900 | 25,900 |
| 人形1号棟2DK | 16,700 | 19,300 | 22,000 | 24,800 |
| 人形2号棟3DK | 21,600 | 24,900 | 28,500 | 32,100 |
| 人形3号棟3DK | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 |
| 新宿 3DK | 16,800 | 19,300 | 22,100 | 25,000 |

○家賃とは別に、団地内の共用施設を維持管理するため、共益費を負担いただきます（各団地で徴収します）。